

感染症及び食中毒 予防  
及び蔓延防止の為の指針

医療法人社団 平成会

2025年1月1日改定

# 感染症及び食中毒 予防及び蔓延防止の為の指針

医療法人社団 平成会は、利用者の健康と安全を守り質の高い介護サービスを提供する為、施設内での感染を未然に防止し、感染症発生時の迅速な対応、拡大防止に取り組む為、本指針を以下のとおり定める。

## 1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染発生時の適切な対応等を施設又は事業所における感染予防対策を確立し、的確かつ安全で、質の高い介護サービスの提供を図ることが出来るよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）等のマニュアル・施設又は事業所内規定等および社会的規範を遵守し、医療法人社団 平成会における適切な感染対策の取り組みを行う。

## 2. 注意すべき主な感染症

高齢者介護施設又は事業所において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられる。国内や県内、近隣地域での発生状況や流行状況の情報を把握し、事前に早急な対応ができるよう留意しておく。

- ・新型コロナウイルス
- ・インフルエンザウイルス
- ・胃腸炎ウイルス（ノロウイルス・ロタウイルス等）
- ・食中毒（黄色ブドウ球菌・O-157 等）
- ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）
- ・肝炎ウイルス（A～E 型）
- ・国内でパンデミックが発生した新型ウイルス、その他の感染症

## 3. 感染対策委員会の設置・運営

### ①目的

施設又は事業所での感染症発生や感染の拡大を防止する為に、感染対策委員会を設置し必要な対策を講じる。施設又は事業所内で感染発生および拡大した場合でも、介護サービスを継続して提供できるよう対策を講じる。

### ②委員会構成メンバー

感染対策委員会メンバーは、施設長又は管理者および各部署責任者で構成し、次の通りとする。

- ・施設長又は管理者、看護職（リハビリ又は機能訓練指導員含む）、介護支援専門員又は支援相談員又は生活相談員、栄養職又は調理者、介護職

\* 感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種

### ③運営方針

感染対策委員会は、おおむね6ヶ月に1回以上、定期的を開催予定とする。ただし、介護老人保健施設については3か月に1回以上、定期的を開催予定とする。また感染症発生時には、施設長又は管理者の招集により必要に応じて随時開催する。

### ④活動内容

感染対策委員会の主な活動内容は、以下の通りとする。

- ・利用者、職員の健康状態を把握する。
- ・施設又は事業所外の感染状況の把握し、職員へ注意喚起する。
- ・施設又は事業所内の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
- ・感染予防に関する決定事項や具体策を施設又は事業所全体に周知する。
- ・感染症発生時、適切な対処、感染対策および拡大防止の指揮を執る。
- ・その他、感染関連の検討が必要な場合に対処する。
- ・感染に関する研修の調整

### ⑤役割

各担当の役割分担は、以下の通りとする。赤字は感染発生時

| 役割   | 担当者                       |
|--|---------------------------|
| ・施設又は事業所全体の管理  | 施設長又は管理者                  |
| ・感染対策委員会開催の為の各部署への連絡と調整<br>・保健所、行政、法人本部への報告と連絡   | 施設長又は管理者                  |
| 感染対策担当者<br>・医療の提供と感染対策の立案、指導<br>・感染対策方法の現場への周知<br>・利用者、職員の健康状態の把握（平常時も）<br>・感染発生時の現場指揮 | 看護職                       |
| ・現場での感染対策の実施上状況の把握<br>・家族への状況報告<br>・出入り業者への連絡  | 介護支援専門員<br>支援相談員<br>生活相談員 |
| ・食事提供状況、利用者の栄養状態の把握  | 栄養職又は調理者                  |
| ・物品の把握と補充<br>・感染発生時、ゾーニングの実施<br>・法人本部に連絡し、個人防護具など必要物品の補充<br>・人員不足時の支援                  | 介護職                       |

### ⑥職員研修

感染予防に関する研修は、基本的に以下の通りとする。

- ・6月：食中毒/ノロウイルス

- ・10月：吐物処理、ガウンテクニック実施研修
  - ・11月：感染予防/インフルエンザ
- \* 法人年間計画又は感染症の流行状況により内容、開催時期を変更する。

#### 4. 平常時の感染予防策

##### ① 利用者の健康管理と感染予防

- ・既往歴の把握。
- ・日常の体調の観察と把握し、職員間での情報の共有。
- ・本人や現場職員が、普段の状態ではない時に報告、連絡、相談できる環境と方法の構築。
- ・体調不良時に担当医へ報告、必要時に直ちに受診できる体制の構築。
- ・利用者への感染対策実施状況で不備不足している対策を改善。
- ・手洗いや手指消毒の感染対策方法を教育、指導し実施。

##### ② 職員の健康管理と感染予防

- ・入職時の感染症の既往やワクチン接種状況を把握する。
- ・定期健診の実施と受診状況、職員の体調把握に努める。
- ・業務時間内外の体調不良に対し、報告の必要性和徹底を周知する。
- ・職員へ適切な手指衛生方法等の感染対策についての教育、指導。
- ・ワクチン接種の必要性を説明し接種を推奨する。

##### ③ 衛生管理

###### (1) 環境整備

- ・整理整頓、清掃、共有物や高頻度接触面の消毒の実施、実施状況の把握。
- ・換気の実施と状況の把握。
- ・トイレの清掃、消毒の実施、実施状況の把握。
- ・汚物処理室の清掃、消毒の実施、実施状況の把握。

###### (2) 食品衛生

- ・食品の入手、保管状況の確認と記録。
- ・調理工程の衛生状況の確認と記録。
- ・環境調査の結果を確認する。
- ・調理職員の衛生管理状況を確認する。
- ・衛生的に調理が出来るよう教育、指導する。

###### (3) 血液・体液・排泄物等の処理

- ・標準予防策について指導を行う。
- ・ケア毎の標準予防策を策定し周知する。
- ・処理方法、処理状況を確認する。

- ・適切な処理方法について教育、指導する。
- ・処理後の手洗い、手指消毒の徹底と

## 5. 感染症発生時の対応

コロナウイルス感染時は、「コロナウイルス陽性者発生時対応マニュアル」を参照に対応する。

### ① 発生状況の把握

施設長又は管理者を中心に感染症発生時の状況把握する為に必要な対策を講じる。

- ・感染者および感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する。
- ・施設又は事業所全体の感染者および感染疑い者の発生状況を調査し把握する。
- ・感染した利用者および職員の行動履歴や家族の感染歴等の、感染経路を調査し特定する。

### ② 感染拡大の防止

看護職を中心に、感染拡大防止の為に必要な対策を講じる。

- ・看護職員は、感染者および感染疑い者の対応方法を確認し指導する。
- ・隔離フロア又は居室の介護職員および支援職員は、感染者および感染疑い者の対応方法を確認する。
- ・感染状況を感染者本人へ説明し、感染対策(マスク着用、手指消毒、行動制限など)の協力を依頼する。
- ・感染者および感染疑い者と接触した関係者(利用者、職員、家族等)の体調を確認し、必要時に検査を行う。
- ・対象の病原性微生物に効果的な消毒方法を選定し、定期的かつ頻回に消毒を実施する。
- ・職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す。
- ・隔離やゾーニングが必要時は、速やかに正確に行う。

### ③ 医療機関や保健所、行政関係機関、法人本部との連携

#### (1) 医療機関との連携

- ・担当医へ感染者および感染疑い者の状況を報告し対応を確認する。
- ・診療の協力を依頼する。
- ・医療機関からの指示内容を施設内で共有する。

#### (2) 保健所との連携

- ・感染症の種類、状況により報告を検討する。
- ・感染者および感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する。
- ・保健所からの指導内容を全職員で正確に共有する。

#### (3) 行政関連機関との連携

- ・報告の必要性を検討し、必要時は報告し、指示を確認する。

#### (4) 法人本部との連携

- ・感染症の種類、状況により報告を検討する。
- ・感染者および感染疑い者の状況、医療機関や保健所からの指示指導を報告し、情報を共有し、法人本部からの指示を確認する。
- ・人員、物品の不足を報告し、補充を依頼する。

#### ④ 関係者への連絡

介護支援専門員又は支援相談員又は生活相談員を中心に関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

- ・利用者家族等と情報共有し、共有体制を構築、整備する。
- ・出入り業者と情報共有し、共有体制を構築、整備する。
- ・その他、関係する人物や業者への連絡。

#### ⑤ 感染者発生後の支援（利用者、職員共に）

看護職を中心に感染者の支援（心身のケア等）について対策を講じる。

- ・感染者および感染疑い者の病状や予後を把握する。
- ・感染者や当該フロアの非感染者および職員の精神状態を把握し精神的ケアを行う。
- ・把握した情報を記録に残し、感染対策委員会に報告する。

#### ⑥ 必要物品の把握と補充

看護職を中心に物品の把握と補充に必要な対策を講じる。

- ・入所施設又は事業所については、隔離フロアの担当看護職員が、フロア内の個人防護具などの必要物品の在庫数を把握し、感染対策委員会に補充依頼をする。
- ・感染対策委員会は、1日の使用数を把握し、不足しないよう法人本部と連携を取り物品補充を行う。

#### <変更>

- ・条例等の変更や新型コロナウイルスによる対応の変更などにより、随時変更をする。

#### <附則>

- ・本指針は、令和5年4月1日から適用する。
- ・本指針は、令和6年4月1日から適用する。（表題の変更）
- ・本指針は、令和7年1月1日から適用する。